

秋田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月26日

秋田市長 沼谷 純

秋田市規則第31号

秋田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則
秋田市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第9条の表中第46号を第52号とし、第2号から第45号までを6号ずつ繰り下げ、第1号を第7号とし、同号の前に次のように加える。

(1)	施行規則第1条の4の2	妊婦給付認定申請書
(2)	施行規則第1条の4の3	胎児の数の届出書
(3)	施行規則第1条の4の5	妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書
(4)		妊婦給付認定申請却下通知書
(5)		妊婦給付認定取消通知書
(6)		妊婦支援給付金支払通知書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。